令和８年度　第３回八戸市男女共同参画審議会　会議録

日　　時	令和 8 年 10 月 8 日（木）　14 時 00 分～15 時 30 分
場　　所	八戸市庁 本館地下 研修室
出席委員	堤会長、安部副会長、楳内委員、松橋委員、加藤委員、気田委員、島守委員、宮守委員、南委員、上平委員（計 10 名）
事 務 局	総合政策部次長兼市民連携推進課長、男女共同参画推進室長、男女共同参画推進室員 3 名
関 係 課	危機管理課、若者活躍応援課、人事課、産業労政課、福祉政策課（欠席）、生活福祉課、健康づくり推進課、すくすく親子健康課
次　　第	1　開会 2　会長挨拶 3　議事 （1）第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況について（令和 7・8 年度分） （2）第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（原案）について 4　その他 5　閉会

次第１　開会

●司会

皆様、本日は御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年度第 3 回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。

本日は、委員 10 名が出席しておられますので、本会議が成立することを御報告いたします。また、当会議は、「会議の公開」及び「会議録の公開」を行うこととしております。本日はお申し込みがございませんでしたので、傍聴者はおりません。

なお、会議録につきましては、市ホームページへの掲載、及び本館 1 階の市政情報コーナーへの設置により公開いたしますので、御了承願います。

それでは、開会にあたりまして、会長より御挨拶をお願いいたします。

次第２　会長挨拶

●会長

皆さん、こんにちは。今日も大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今日の案件は二つです。第 5 次基本計画の進捗状況と、第 6 次基本計画の原案についてということでございます。事前に皆様には質問や御意見を頂戴しておりました。ありがとうございます。今日は担当課の方も、お忙しい中来ていただいております。ぜひ活発な御審議のほどをお願いしたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

次第３　議事

●司会

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。本日、新たにお配りした資料は、次第、委員名簿、席図、【資料 7】第 5 次八戸市男女共同参画基本計画_令和 7･8 年度進捗状況に対する事前質問・意見一覧表、【資料 8】第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（二次案・原案）に関する意見等への対応一覧表でございます。

そのほか、事前にお送りしてある資料をお持ちいただくようお願いしておりましたが、【資料 1】第 5 次基本計画_令和 8 年度登載事業一覧、【資料 2】第 5 次基本計画_登載事業変更事項一覧、【資料 3】第 5 次基本計画_令和 7･8 年度進捗状況報告書、【資料 4】第 6 次基本計画（原案)、【資料 5】第 6 次基本計画_主要修正箇所等一覧、【資料 6】第 6 次基本計画_登載事業案。さらに、各委員お手持ちの第 5 次基本計画の本冊。以上となりますが、資料の不足はございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

会議資料のほか、啓発ティッシュとチラシを 2 枚お配りしてります。10 月は八戸市の「男女共同参画推進月間」です。月間ということで、今月は意識啓発のための事業を集中して実施しており、お配りしたティッシュは、啓発用として市庁本館・別館案内や、美術館、図書館などで配布しているほか、各種イベントでも配布しているものです。

黄色のチラシは、今月 29 日、木曜日に開催する意識啓発講演会です。市民大学との併催で、プロレスラーの蝶野正洋さんを講師にお招きして開催しますので、皆様ぜひ御来場ください。

ピンク色のチラシは、来月開催する講座のチラシです。11 月 27 日、金曜日に、女性チャレンジ講座の公開講座を開催します。通常の女性チャレンジ講座は 2 年間の登録制ですが、この公開講座はお試しで受講できるものです。対象は 40 代までの女性ですので、職場やお知り合いの方にお勧めいただきたく、御協力をよろしくお願いいたします。会長、副会長は、ぜひ学生さんにもお勧めいただければと思います。また、市職員の受講も

可能ですので、関係課の皆様は対象職員にお勧めいただければと思います。

それでは、これより議事に入ります。これからの進行は、会長にお願いいたします。

●会長

それでは次第に沿って進めてまいりたいと思います。本日の案件は 2 件でございますが、まず「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況、令和 7・8 年度分について」です。委員の皆様には、第 5 次基本計画令和 7・8 年度の事業進捗状況の報告書等を御確認いただき、事前に 18 件の質問や御意見をいただいております。それらを取りまとめた【資料 7】事前質問・意見一覧表をもとに、議事を進めてまいります。進め方につきましては、事前に提出された質問・意見について委員から補足説明があればお話をいただいて、回答は担当課からお願いしたいと思います。

また、本日は出席している課が限られているということで、新たに気づいたことへの質問等があれば最後に取り扱いたいと思います。

まずは事務局から、資料について補足説明があればお願いします。

●事務局

それでは、第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の令和 7・8 年度分の進捗状況の審議にあたり、事務局からお手元の資料について補足説明をさせていただきます。着座にて御説明させていただきます。

まず、【資料 1】第 5 次八戸市男女共同参画基本計画_令和 8 年度登載事業一覧を御覧ください。こちらには今回御報告させていただきます事業のうち、令和 8 年度の事業を掲載しております。事業は再掲しているものもありますが、合計 122 事業となっております。

次に、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、新規・見直し・完了した事業等について御説明いたします。【資料 2】第 5 次八戸市男女共同参画基本計画_登載事業変更事項一覧を御覧ください。

まず（1）令和 8 年度からの新規事業についてはございません。

次に（2）令和 7 年度以前から実施されていたが新たに登載された事業は 1 件、事業№122「親子関係形成支援事業」でございます。こちらは、子育ての悩みや不安を抱える保護者と児童を対象に、講義、グループワーク等を通じて発達段階に応じた情報提供、相談、助言を実施するとともに、保護者同士が悩みを共有し、情報交換できる場を設けるものでございます。

続きまして、(3) 令和 7 年度で完了した事業については、2 件でございます。事業№7「教育関係者等研修会開催事業」及び事業№115「キャリア教育推進事業」については、いずれも事業整理により終了したものです。

次に、(4) 事業の内容を変更した事業についてですが、令和 8 年度から内容を変更した事業は 2 件でございます。変更内容についてですが、事業№15「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議運営事業」は、同会議を、提言を提出する会議体から、自ら行動する集団へと発展させようとするもの。事業№86「第 2 子以降の保育料無償化事業」は、対象の拡充等を行うものでございます。

次に 2 ページにまいりまして、(5) 事業名称または取組概要の文言を修正した事業は 3 ページにわたり、14 件でございます。

4 ページにまいりまして、(6) 担当部署を変更した事業についてですが、資料では 4 事業と記載しておりますが、正しくは 5 事業でございます。お手数ですが修正のほどお願いいたします。

続きまして、【資料 3】第 5 次八戸市男女共同参画基本計画_令和 7・8 年度事業進捗状況報告書の 2 ページを御覧ください。

本資料は、令和 8 年度の 122 の取組事業に、令和 7 年度で終了した 2 事業を加えた 124 事業についての進捗状況を掲載しております。また、先ほど資料 2 の中で、区分を追加として掲載しておりました事業№122「親子関係形成支援事業」でございますが、令和 7 年度以前から継続している事業であるため、こちらの内訳では継続の 120 件のうちの 1 件として整理しております。

下段に報告対象の 124 事業についての令和 7 年度事業の自己点検結果を掲載しております。こちらは、点検の基準「ａ・ｂ・ｃ」に基づいて、事業担当課による評価を実施した結果をまとめたものでございまして、「ａ．順調に進んでいる」が 120 事業で全体の約 97%、「ｂ．概ね順調に進んでいるが、改善の余地がある」が 3 事業、「ｃ．順調に進んでいないため、改善の余地がある」が 1 事業となっております。事務局からは以上でございます。

●会長

ありがとうございます。それでは、【資料 7】ですね。事前質問・意見一覧表の番号順に進めたいと思います。

では、**質問 No.1** です。「 施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり」の重要業績評価指標、「男女の地位の平等感における平等と答えた方の比率について」です。報告書では 3 ページとなります。

こちらは、「令和 2 年度から令和 7 年度で、平等と答えた割合が、家庭生活 42.4%から 28.7%、職場 41.1%から 27.4%、学校教育 71.6%から 69.3%、地域活動 50%から 43%、法律・制度 37.7%から 36.5%と、多くの分野で低下しています。一方、社会通念・慣習・政治はわずかに上昇しています。

個々の事業についてはほとんどが順調と評価されていますが、一方で市民アンケート

では、男女の地位を平等と感じる割合が、多くの分野で令和２年度より低下しています。この結果について、市ではどのように分析されているのでしょうか。また、この結果を今後の事業にどのように反映していく予定でしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんでしょうか。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらは市民連携推進課から回答をお願いしたいと思います。

●市民連携推進課

まず、こちら、平等と答えた方の比率が下がっているということで、なかなか結果の分析は難しいんですが、最近行政による啓発活動ですとかメディア報道が進んだことによって、男女とも全体的に男女の地位の不平等に対する意識が変化したことによって、これまで「仕方がない」とか「これが普通」と思われていたものが、逆に、そうではなかったと認識を改めたことによって、実は平等ではないんだと考える方が増えた結果ではないかと考えてございます。

令和２年度からの増減を確認いたしますと、男性側のほうが女性よりも「平等である」の低下幅が大きいという傾向がありますので、裏を返せば、「平等ではない」という認識が男性に広がっている過渡期の状態ではないかなと分析しております。

御参考までに、国においても２、３年間隔で同じような調査を行っておりますが、社会全体の男女の平等感は、令和元年度で21.2%であったものが、令和４年度で14.7%と激減しておりまして、６年度には微増して16.2%でございますが、元年度よりまだ低い状態にございます。こういう結果について、メディアや民間シンクタンクでの分析としても、未だ平等になっていないという問題意識が広まったことを理由に掲げておりますので、八戸市においても同様ではないかなと考えております。以上でございます。

●会長

委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、次にまいります。次はページをめくっていただきまして、**質問№2**、事業№1の「男女共同参画意識啓発事業」について、報告書では９ページとなります。

こちらは、「はちのへホコテン等で実施しているパネルアンケートについて、回答者数だけでなく、回答内容をどのように分析し、今後の啓発事業や施策に反映しているのでしょうか。アンケートを実施すること自体が目的化していないか、検証が必要ではないでしょうか。」という質問でございました。委員、こちらに補足説明はございませんでしょうか。

〔補足なし〕

●会長

では、こちらも市民連携推進課から回答をお願いしたいと思います。

●市民連携推進課

毎年、はちのへホコテンで男女共同参画パネルアンケートというものを実施しております。アンケートをとって、その集計結果を事業の実施とか効果検証の参考にするというだけではなくて、アンケートに回答してもらうところを通して普及啓発ということも目的としているものでございます。

アンケートにつきましては、大きいパネルを用意しまして、そこにシールを貼って「はい」「いいえ」とか、「こちらに該当する」というようなことを回答してもらう形式でやっております。我々、現場で見ていると、御家族とか御夫婦とかで回答いただくんですが、その時に、先ほどあったように「社会は平等になってると思いますか」とか、「あなたは家事をやっていますか」と答える時に、御夫婦で考え方が違っていたり、「あなたやってませんよね」みたいな話をして、そこで会話が生まれるんですよね。そうすると、改めて日頃一緒に住んでいる家族であっても考え方が違うんだなとか、認識のズレを感じていただくという効果もございます。また、シールで貼っていくので視覚的にどっちが多いかわかるんですが、そういう結果を見て、我々職員が、来た方とそのことについて雑談のように感想を述べ合うとか、そういうコミュニケーションをとって、それを通じて啓発活動を行っている側面もございますので、アンケートをとる、プラスそういった啓発の一環としてやっているものでございます。

結果につきましては、令和5年9月のホコテンでは、「苦手な家事・しんどい家事」というテーマでアンケートを実施しまして、苦手な家事はどういうものか調査を行って、その結果を踏まえて、翌年度の男性チャレンジ講座で料理とか掃除をテーマとした講座を開催するとか、施策の決定にも活用させてもらっております。以上でございます。

●会長

ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

●委員

はい、大丈夫です。

●会長

では、次にまいります。**質問№3**、事業№6の「苦情処理委員会の設置」についてです。報告書では12ページとなります。

こちらは、「苦情処理制度について、令和7年度に『ｃ』と評価しながら、令和8年7月31日時点でも苦情・開催実績がない状況です。市民が制度を利用していない理由についてどのように分析しているのか。また、制度の周知や相談へのアクセスのしやすさに

ついて、どのような改善を予定しているのか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらも、市民連携推進課から回答をお願いしたいと思います。

●市民連携推進課

苦情処理委員会という名前を見ると、個人の、暴力を受けているとか不平等じゃないか、というようなことの異議申立のような委員会のように見えますけれども、こちらは個人の御相談とか個別相談を受けるというものではなくて、市がやっている男女共同の施策ですとか女性活躍に関する取組が不平等じゃないか、とかですね。そういう、制度そのものに対しての異議申立を受け付けする委員会となってございます。こうした専門的な性格を持っておりますので、ほかの自治体でも、この委員会については年間の実績が 0 件ですとか、極めて少ないということです。むしろこれが何件もあると市の施策に問題があるということになりますので、ない方がむしろ望ましいような委員会でございます。八戸市におきましては、施策に対する御意見の窓口といたしまして、ほかにも市長への手紙という制度もございますし、あと個人が受けた権利侵害ですとか、そういう相談については、別途、我々の市民連携推進課の窓口ですとか、市民相談窓口などほかの個別の窓口がございまして、そちらでも対応できております。結果として市の制度について特に異議申立がないという結果から、実績が 0 件になってございます。

今回「ｃ」評価としておりますのは、実績が 0 件だから「ｃ」ということではなくて、この委員会の運営方法、開催方法そのものの見直しを考えている中で、まだその制度設計ですとか具体的な運用の検討に至ってないため、「ｃ」とさせていただきました。今後は、ほかの窓口とのスムーズな連携を維持しつつも、実際に申し出があった場合に実効性のある受け皿としてこの委員会が機能するような運営の体制について検討を進めていきたいなと思っております。その上で、こちらの制度について市のホームページ等で効果的な周知をしていきたいと思ってございます。以上でございます。

●会長

委員、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは次に参ります。**質問№4**、事業№7 の「教育関係者等研修会開催事業」についてです。報告書では 13 ページとなります。

こちらは、「教育関係者等研修会開催事業は、昨年度から研修会ではなく啓発チラシ配布に変更されて、令和 7 年度には市内全小中学校の教職員等へ 1,549 枚配布して、事業そのものは完了となっています。学校教育における男女共同参画や多様性への理解は継

続的な取組が重要だと思いますが、事業№7 が令和 7 年度で完了となった後、教職員への研修・啓発機能は、今後どの事業で担保されるのか。」という御質問でございます。委員、補足説明はございませんでしょうか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらも、市民連携推進課から回答をお願いしたいと思います。

●市民連携推進課

こちらの事業ですね、令和 6 年度から事業内容をそれまでの研修方式から、啓発チラシの配布による研修支援に変更してございます。この経緯としましては、学校現場へのヒアリングをした結果、現場の先生方の働き方改革ですとか負担ということを考えますと、それまでやってきた研修方式ですと、そこに来ていただくということについて、その勤務時間中に来ていただくのか、あるいは勤務外として来るのかとかですね、そういうような課題があったことと、先生の日頃のお仕事が大変だということもあって、1 か所にみんなが集まって研修することが非常に難しいですということが現場から寄せられました。そういうことで見直しをすることにして、啓発のチラシを作成して、それを学校現場に配布して、職域で先生方が研修でやっていただくという方式に見直しをしたものでございます。見直しをした結果、令和 5 年度までの集合型の研修会では一部の先生方しか参加できず、多い年度でも先生方全体の 8%程度の参加率でございましたが、令和 6 年度からの啓発チラシで職域での研修に見直した結果、すべての先生方が各職域でチラシを活用した研修を受けております。そして、令和 7 年 2 月に研修主任連絡協議会という研修主任の先生方の集まりがございまして、こちらでアンケートを実施した結果、「指導の際に男女共同参画意識をしているか」の設問に対して、「常に意識している」「時々意識している」を合わせた割合が小学校で 9 割以上、中学校で 7 割以上という結果だったことも踏まえまして、もう一度、令和 7 年度に全教職員の皆様にチラシを配布いたしまして、一旦終了といたしたものでございます。

委員御指摘のとおり、学校教育における継続的な取組が重要であることは我々も認識しておりますので、今後の取組といたしましては、情報誌 WITH YOU という男女啓発の情報誌がございますので、こちらの学校への配布及び職域での活用を依頼するほか、広く市民向けに開催している男女共同参画意識啓発講演会への参加を促すなど、働きかけを行っていきたいと考えております。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。**質問№5** です。事業№8 の「思春期健康教室」についてで

す。報告書では 13 ページです。

こちらは、「開催回数に対して予算が多いが、何に使われているのか。」という御質問です。委員、補足説明はございませんでしょうか。

●委員

特にないです。単純な質問です。

●会長

はい、ありがとうございます。それではこちらは、すくすく親子健康課から回答をお願いします。

●すくすく親子健康課

資料に記載してございます事業費は、母子保健に関する健康教育の総事業費でございます。この中で思春期教室は、子育て出前講座として、小中学校からの依頼を受けて保健師による講話や実技指導を主として行っているものです。

令和 7 年度の思春期教室自体の経費は、83 万 6,000 円のうち、教材費として 1 万 5,000 円程度になっています。ほかは、両親学級や離乳食教室にかかる教材費や、また離乳食教室においては試食の賄材料費、事務費や沐浴人形等の備品購入費、保健師の研修にかかる受講料等に使用させていただいております。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。「 施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり」に入ります。

それでは次にまいります。次は**質問№.6**、事業№.15 の「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議運営事業」についてです。報告書では 18 ページとなります。

こちらは、「『提言を提出する会議体』から『自ら実証を行い、地域で動くプレイヤー集団』へ発展させるという方向性は、とても意欲的で興味深い。具体的にどのようなアイデアや取組を実証し、まちづくりにつなげようとしているのでしょうか。また、さまざまな市民の声をまちづくりに生かすためには、若い女性をはじめ、子育てや介護をしている方、障害のある方など、多様な立場の方が参加しやすい環境づくりも大切だと思います。そのような多様な立場の参画の確保について、お考えをお聞かせください。」という質問でございました。委員、補足説明は。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらは若者活躍応援課から回答をお願いします。

●若者活躍応援課

まず、具体的にどのようなアイデアや取組を実証し、まちづくりにつなげていこうとしているのかというところですが、現在ですね、2 年かけて取り組む具体的なプロジェクトについて、まさに会議のメンバーで議論しております。今のところ議論になっているのが、若者が「やってみたい」と思うことに挑戦できる機会をつくる取組とか、若者が地域で活動する大人と関わることを通じて、地元で暮らす・働く、そういったことを考えるきっかけとなるような取組。あとはですね、ＵＩＪターンにつながる取組などですね、いろいろなアイデアが今、出されているという状況でございます。今後は、こうしたアイデアを来年度にかけて具体的なプロジェクトにまとめていくということになるんですが、今年度は、小さな実証というか、実際プレイヤー、委員の皆さんが仮説を立てて、その仮説に対していろいろな実証をしながら、ちょっとこれだとうまくいかない、みたいなのも出てくると思うので、そういうものをブラッシュアップしながら、来年度へかけてプロジェクトをつくっていくということを想定しております。あとは、会議の委員の中だけで完結をさせるのではなくてですね、実証を通じて地域の企業や団体、市民、そういう新たな担い手とのつながり、そういうものを生み出しながら、官民が連携した取組に発展させていければと考えております。

あとは多様な立場の参画の確保についての考えについてですが、当会議はですね、若者や女性にとって魅力あるまちづくりを推進するということで、市長の 2 期目の公約にも掲げているものになるんですが、地域の課題や魅力について幅広い視点から議論できるように、まちづくり活動に取り組む方や事業者、あと地域で活動する若者や女性など、地域に関する知見やまちづくりの意欲を有し、プレイヤーとなって活動していただける方を中心に委員を選任しております。ちなみに委員は今 8 名ということで、男性 4 名、女性が 4 名という構成になっております。あとはですね、委員の公募ということも行っておりまして、今年度は子育て中の方も委員として参画をしているという状況でございます。説明は以上となります。

●会長

ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。**質問№.７**、事業№.22 の「女性チャレンジ講座開催事業」についてです。報告書では 24 ページとなります。

こちらは、「女性チャレンジ講座について、累計受講者数を KPI としていますが、講座修了後の就労・昇進・起業・地域活動等への参加状況について追跡把握していますか。受講者数や参加者の満足度以外の成果指標を設定する必要はないでしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらは市民連携推進課から回答をお願いします。

●市民連携推進課

女性チャレンジ講座ですね、長く続けておりまして、受講された方で、委員もそうですけれども、その後もいろいろ御活躍されている方はたくさんおられます。受講された方が昇進とか起業されるとか、地域活動に参加するというケースは確かにあるんですけども、必ずしもそれが直接的にチャレンジ講座と結びついているかというところで、我々、言い切れないなと感じていたところでございます。例えば、ある方が、講座を受講された方がその後昇進されたからといって、それは女チャレのおかげですよね、とは言いづらいなと思って。それで、これまで評価の測定の成果指標には設定しなかったものでございます。ただ、最近ですね、修了生の方とお話しする機会があったときに、チャレンジ講座を受講したことをきっかけにネットワークができて新しく始めました、という声も伺ったりしておりますので、今後アンケート調査などで、受講生のその後の活躍を把握できるように努めたいと思っています。また、発信もしていきたいなと思っております。

なお、女性チャレンジ講座につきましては、現在見直しをしたいなと考えてございまして、いただいた御意見につきましても、それも踏まえて検討していきたいと思っております。以上でございます。

●会長

ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

はい。それでは次にまいります。**質問№８**、事業№24「無料職業紹介事業」についてです。報告書では 26 ページとなります。

こちらは、「7 年度と 8 年度の実施内容は変わっていないように見えるが、8 年度予算が大きく減額になっている理由は何か。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんでしょうか。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらは産業労政課から回答をお願いしたいと思います。

●産業労政課

お答えいたします。令和 7 年度までは、当事業の予算において雇用移住支援アドバイザー1 名を配置し、当事業にかかる事務のほか、職業相談、移住相談の対応を併せて行っておりましたけれども、令和 8 年度から移住関連事業が若者活躍応援課に移管されたことに伴い、こちらのアドバイザーも若者活躍応援課に配置することになりました。そのため、令和 8 年度からはアドバイザーの配置にかかる人件費が減額されております。

なお、令和 8 年度は、これまでアドバイザーが行ってきた業務の一部を職員が行っているほか、職業相談の対応等につきましては、若者活躍応援課に配置されたアドバイザーと連携を図りながら対応してございます。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。追加質問等もしあれば。

●委員

はい。質問ではないんですけども、前年度と大きく変わる部分については、できるだけ説明に入れていただいた方がいいかと思います。

●会長

ありがとうございます。

それでは、次にまいります。**質問№９**、事業№115 の「キャリア教育推進事業」についてです。報告書では 29 ページとなります。

こちらは、「女性のキャリア形成支援が重要な施策として位置づけられている中で、この事業は令和 7 年度で終了するということですが、これまでの取組によって、どのような成果が得られ、また、どのような課題が見えてきたのでしょうか。

あわせて、事業終了後、その役割や成果をどの事業に引き継ぎ、今後のキャリア形成支援につなげていくのかお聞かせください。」という質問でございます。委員、補足説明はございますか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらも、産業労政課から回答をお願いしたいと思います。

●産業労政課

はい。御質問 3 点ございまして、まず 1 点目、成果についてでございますけども、当事業は、地域・企業に貢献する人材育成を目的に、令和 5 年度から 7 年度にかけまして、社会人向けキャリアアップセミナーを計 3 回開催しております。延べ 82 人が受講しておりました。キャリアやスキルの振り返り、グループワーク等を通じて自身の強みを再認識する機会となり、受講者から高い満足度を得ることができました。

御質問の 2 つ目、課題についてですけれども、こちらセミナーをですね、年 1 回単発で開催していたため、キャリアについて考える機会の提供にとどまり、セミナーで得た気づきや学びを、その後の職場での実践や継続的なキャリア形成につなげにくく、また参加者同士の交流機会も限られてございました。

御質問の 3 つ目、ほかの事業への継承・今後のキャリア形成支援についてですけれど

も、こちらのキャリア形成の内容を、既存事業の「若手社員基礎力向上・職場定着セミナー」、こちらに組み入れまして、若手社員の基礎力向上、キャリア形成、職場での実践、職場定着までを一体的に支援する全4回の体系的なカリキュラムに見直しを図りました。今後は、セミナーでの学習や参加者同士の交流を通じて、お互いの経験や悩みを共有しながら学びを深め、学んだ内容の職場での実践、成長意欲の向上、職場定着につなげられるように、引き続きキャリア形成支援を行ってまいります。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。こちら、委員よろしいでしょうか。

それでは、次に**質問№10** にまいります。事業№29 の「セクシュアル・ハラスメント等対策の周知」についてです。報告書では 32 ページとなります。

こちらは、「可能な範囲で結構ですので、相談件数とその後の対応状況を教えてください。」という質問です。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらは人事課から回答をお願いしたいと思います。

●人事課

当市職員のハラスメント対応に関しましては、遡りますと、平成 12 年 4 月にセクハラ防止要綱を作成し、さらに平成 29 年 4 月にはパワハラ、マタハラに関しても追加して、一つの要綱として「八戸市ハラスメントの防止等に関する要綱」、こちらを策定して対応しております。相談があった場合には、さらに、「苦情相談処理の流れ」を策定して、まず、本人の安全安心を最優先として対応しております。

内容についてはそれぞれ個々になるものでございますが、令和 7 年度に相談が寄せられた件につきましては、幸い、困難な案件はなく、相談者の意向に配慮しながら、必要な対応を迅速かつ適切に実施いたしまして、現在は収束している状況です。

なお、相談者、関係者のプライバシー保護の観点から、個別の相談内容、詳細につきましては回答を控えさせていただきますので、御了承ください。引き続き、良好な職場環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。次は**質問№11** です。「市男性職員育児休業取得率」について。報告書では 5 ページの重要業績評価指標と、37 ページの事業№36「男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進」です。

こちらは、「重要業績評価指標では令和 7 年度の男性職員育児休業取得率が 84.6%と

なっていますが、事業№36 では 61.5%となっています。この違いについて教えてください。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらも、人事課から回答をお願いします。

●人事課

事業№36 に関しましては、男性職員の育児休業の取得率についてでございますけれども、当市の特定事業主行動計画に基づきまして取得率を算出しております。なお、この同行動計画につきましては、育児休業等の取得促進を広域も含めて施策を展開する必要があるということで、八戸消防本部も含みます、広域事務組合職員も含めた計画となっておりまして、取得率が 61.5%となっているものでございます。

一方、重要業績評価指標につきましては、市の男女共同参画基本計画に基づいて定めている指標でありますことから、広域事務組合を除いた市職員のみでの取得率 84.6%となっているものでございます。昨年度も確か同じような御質問をいただいておりました。

例年、事業№36 につきましては、実施状況の数値と重要業績評価指標の数値に違いが生じておりますことから、今回、第 6 次の男女共同参画基本計画の策定がございますので、第 6 次につきましては算出方法を見直して、広域事務組合を除いた市職員のみでの取得率で実績報告を行う予定としております。以上でございます。

●会長

ありがとうございます。委員、追加の御質問等はございますか。

●委員

ないです。よくわかりました。

●会長

それでは次にまいります。次は**質問№12** です。こちらは事業№36「男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進」についてということで、報告書では 37 ページとなります。

こちらは委員からで、「育児参加休暇制度とはどのような制度でしょうか。」という質問でございました。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それでは人事課から回答をお願いします。

●人事課

はい、それでは引き続き御回答申し上げます。育児参加休暇につきましては、配偶者の出産に伴いまして、職員が子どもの養育など、育児に参加するために取得できる有給の特別休暇でございます。取得できる期間につきましては、配偶者の出産予定日の 6 週間前から、出産の日の後 1 年を経過するまでの間で取れることになっております。なお、多胎妊娠の場合には、出産予定日の 14 週前から取得できることとなっております。取得できる日数は 5 日以内となっておりまして、1 日、半日または 1 時間単位で取得が可能となっております。また、対象となるお子様に関しましては、当該出産に係る子どもさんに加えまして、小学校就学の始期に達するまでの子どもとしております。

なお、これとは別にですね、奥さんが出産した場合には、出産後 2 週間以内であれば 3 日間、別途出産休暇というものが取れるようになってございます。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。次は**質問№13**、事業№37「市職員の時間外縮減、年次有給休暇の取得促進」についてです。報告書では 38 ページとなります。

こちらは、「職員一人当たりの月平均の時間外勤務時間 13 時間について、平均時間は全職員の平均でしょうか、それとも管理職を除いた職員の平均でしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらも人事課から回答をお願いいたします。

●人事課

はい、それではお答えいたします。管理職を除いた平均時間となってございます。こちらの時間につきましては、時間外勤務手当の支給実績に基づいて算出しておりますことから、管理職については、当該平均時間には含まれないものとなっております。ならしまして 13 時間ではございますが、やはり忙しい部署もございます。可能な限り時間外の縮減に努めているところでございます。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

●委員

管理職とは課長以上ですか。

●人事課

はい。課長級以上を管理職と言ってございます。

●委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

●会長

よろしいですか。それでは次にまいります。次は**質問№14**、事業№119「男性チャレンジ講座開催事業」についてです。報告書では 41 ページです。

こちらは、「20 代から 50 代の男性を対象に講座を開催したとありますが、私の知り合いに 60 歳を超えてから料理に目覚めている男性が多数おります。対象となる年代を広げてもよいのではないのでしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらは、市民連携推進課から回答をお願いしたいと思います。

●市民連携推進課

はい、お答えいたします。男性チャレンジ講座ですが、令和 6 年度からスタートした取組でして、女性チャレンジ講座というものと対になっている取組でございます。女性活躍のためには、女性側の問題ではなくて、男性側の家庭参画の意識改革ですとか、家事能力の向上等も必要だという認識がありまして、女性チャレンジ講座の対の事業ということで男性チャレンジ講座を実施してございます。

当市で開催している女性チャレンジ講座のほうは、今後、職場等での活躍を期待される年代の方ということで、40 代以下の方を対象としてきたんですけれども、そこに合わせて男性チャレンジ講座のほうも、20 から 50 代の方という年齢設定をしてやってきたものでございます。先ほど申し上げたように、女性チャレンジ講座を、今見直しを考えているところでございまして、対となる男性チャレンジ講座につきましても、そこに合わせて見直しをしていきたいなと思っております。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

●委員

はい。60 歳を超えてから家族のために頑張る男性もおりますので、見直していただければと思います。

●会長

ありがとうございます。はい、それでは次にまいります。次は、「 施策の基本方向Ⅲ の安全・安心に暮らせる社会づくり」に入ります。**質問№15**、重要業績評価指標の「八戸市防災会議の委員に占める女性の割合」についてです。報告書では 5 ページとなります。

こちらは、「以前にも質問している内容で恐縮ですが、八戸市防災会議の女性委員の割合は、令和 3 年度の 5.7%から令和 4、5 年度に 8.5%まで上がった後、令和 6、7 年度は 2.8%まで下がっています。令和 8 年度目標も 5.7%となっている。地域防災では、女性だけではなく、高齢者、障害者、子育て世帯など多様な立場の視点を防災計画や避難所運営に反映することが重要だと思います。防災会議の女性委員割合が 2.8%に低下しているが、今後、多様な当事者の意見を防災施策へ反映する仕組みをどのように考えているでしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それでは、こちらは危機管理課から回答をお願いしたいと思います。

●危機管理課

御指摘いただいたとおり、女性の委員まだまだ少ないですので、引き続き関係団体の方に働きかけて、女性委員の拡充は進めてまいりたいと考えております。そのほかにも、女性とか高齢者、障害者、乳幼児等も含めて、多様な視点に関する国や県からのマニュアルですとか手引きとか、いろいろ修正がかかっておりましたので、それを当市の地域防災計画に適切に反映していくように努めております。また、毎年、避難所運営訓練とかですね、いろいろな地域で訓練しているんですけれども、その際に参加いただいた皆様からいろいろ御意見をいただいた上で、協議しながら、災害対策とか防災対策に反映させるように努めております。ですので、引き続きそういった国の助言とかを踏まえながら、女性の視点のほか多様な視点が今求められていますので、努めてまいりたいと思っております。以上です。

●会長

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。**質問№16**、事業№77「心のバリアフリー推進事業」についてです。報告書では 74 ページとなります。

こちらは、「高齢者や障がい者等への理解促進に向け、パネル展示やアンケート等を継続して実施されているが、今後はさらに、障がい当事者との対話や体験型学習など、当事者が参画する形での取組へ発展させていくことも有効ではないかと考える。例えば、県立特別支援学校等においても様々な取組が行われており、先日、八戸盲学校主催でラピ

アにて実施された『愛・Eye ライブラリー in　はちのへ』のような地域に開かれた活動もあります。こうした既存の取組や教育機関等と八戸市が連携し、市民が障がいのある方々と実際に交流し、相互に理解を深める機会を広げていくことも、心のバリアフリーの推進につながるのではないでしょうか。今後、このような当事者参加型・地域連携型の取組への展開について、どのようにお考えでしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんでしょうか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらは福祉政策課でございますが、本日は、いらっしゃらないということですので、事務局から回答をお願いいたします。

●福祉政策課（事務局代読）

福祉政策課は、本日、所管する審議会がちょうど重なっておりまして、欠席ということでございますので、私から回答いたします。

「市民一人ひとりが障がい者や高齢者に対する理解を深め、お互いを認め合う心を育んでいくことは重要であると認識しております。委員御案内の八戸盲学校主催の『目の見え方で困っている人のための展示会・体験会～愛・Eye ライブラリー in はちのへ～』は、市民が弱視レンズの見え方や点字。こちらの漢字が、展示するの「展示」になっておりますが変換誤りでして、正しくは文字の方の「点字」です。点字の読み書きなどを体験することができる機会となる活動であり、この体験を通じて相手のことを今まで以上に理解していくことにつながるものと考えられることから、相手への理解、配慮、思いやり等の心のバリアフリーの推進に寄与するものであると思います。

心のバリアフリー推進事業については、限られた財源・体制の中ではありますが、引き続き八戸市社会福祉協議会等が主催する『ボランティア市民活動フェスティバル』を活用した啓発に努めるとともに、障がい者や高齢者等がより一層社会参加しやすい環境を整備するために、当事者参画型・地域連携型をはじめ、他都市の事例等も参考に関係部署と連携して効果的な取組を研究してまいりたいと思います。貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。」ということでございました。

●会長

ありがとうございます。委員、何か追加の質問等、そういったものはないですか。

●委員

私もボランティアフェスティバルに出て、この「愛・Eye ライブラリー」を宣伝していただいた経緯もありますので。はい、よろしくお願いします。

●会長

それでは次にまいります。次は**質問№17**、事業№85 の「学習支援事業」についてです。報告書では 82 ページとなります。

こちらは、「生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の、周知の方法や募集方法を教えていただきたい。また、冬休みの期間も開催する予定があるのかも知りたいです。高校生の中退防止については、どのような支援をしているのでしょうか。」という質問でございます。委員、補足説明はございませんか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらは、生活福祉課から回答をお願いしたいと思います。

●生活福祉課

まず周知の方法・募集についてですが、ホームページでの公開、生活福祉課でのチラシの配布、学習支援の対象となる就学援助世帯の生徒に対しては、直接情報が届くように学校を通しての周知を行っております。この事業は生活困窮者世帯を対象としていることから、実施場所を非公表としており、周知についても、直接対象の生徒に周知のチラシ等が配布されるよう学校への配慮をお願いしているところであります。募集については、対象となった生徒の保護者から生活福祉課に申し込みいただくこととしております。

次に冬休み期間の開催についてですが、通常、学習会は月曜日から土曜日、土曜日は 2 回の週 7 回、各 2 時間で実施しており、冬休み期間中も年末年始や臨時的な休みを除いては、通常どおり実施する予定であります。

最後に高校生の中退防止についてですが、中退に至る原因は学校の成績だけではなく、学校での人間関係や家庭の経済状況等、複雑な理由が考えられているところであります。この事業では、高校生活において必要な基礎学力を確立するための学習支援を行うことを基本としつつ、学校生活や人間関係等の様々な相談にも日常的に関わっております。学習支援と相談等の関わりにより、結果として、中退を未然に防ぐことにつながっているものと考えております。以上でございます。

●会長

ありがとうございます。委員、追加の質問等ございますか。

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは次にまいります。次は**質問№18**、重要業績評価指標の「各種がん検診の受診率」と、事業№111「各種健（検）診の受診促進」についてです。報告書では 6 ページと 102 ページとなります。

こちらは、「令和 7 年度の受診率は乳がんが 18.3%、子宮頸がんが 15.5%で、目標 50%との差が大きく、特に子宮頸がんが前年度 18.2%から低下しています。事業№111 を『順調』と評価されていますが、受診率を引き上げる具体的な策を教えてください。」という御質問でした。委員、補足説明はございませんでしょうか。

〔補足なし〕

●会長

それではこちらは、健康づくり推進課から回答をお願いしたいと思います。

●健康づくり推進課

平成 25 年度から令和 6 年度までの八戸市健康増進計画、前計画になりますけれども、こちらにおいて、がん検診受診率の目標値は一律 50%としておりました。

令和 7 年度からの現計画である第 3 次八戸市健康増進計画、こちらの方では、国の指針に基づいて、受診率を算定するための分母の人数が変わりまして、「対象年齢の主に国保加入者数」から、「対象年齢の全住民数」に変更しております。

これに伴って、がん検診受診率の目標値については、県の数値を取り入れまして、乳がん検診は 18.3%、子宮がん検診は 20%としておりまして、特に乳がん検診については、上昇傾向の状況となっております。

また、子宮頸がん検診の受診率の低下につきましては、国が示している科学的根拠に基づくがん検診、こちらを実施するために、指針が出ておりまして、子宮頸がん検診の受診間隔を令和 7 年度から、年 1 回を 2 年に 1 回へ変更しておりまして、こちらが受診率へ影響したものと考えております。

がん検診の受診率を向上させるために、がん検診未受診者に対する受診勧奨のためのハガキの送付、健康づくりの知識を普及啓発するための医師や保健師による健康教室の開催、毎年 3 月に全戸配布しているわが家の健康カレンダーや、地区ごとに作成して配布している健診だよりによる周知、各地区の保健推進員さんによる受診勧奨、あとは当市健康アプリやインスタグラムを活用した情報発信など、様々な方法でがん検診の受診促進を行っているところでございます。

このうち、乳がん検診と子宮頸がん検診につきましては、受診機会の拡大のため、八戸市総合健診センターで年 3 回、日曜日に女性のがん検診を実施しているほか、検診受診のきっかけづくりとして、20 歳の女性には子宮頸がん検診、40 歳の女性には乳がん検診を無料で受診できるクーポン券と、あと例年、検診手帳というものを送っているんですけれども、令和 8 年度は例年送付していた検診手帳は QR コードで見てもらうこととしまして、内容が一目で分かるような受診を促すためのチラシを新たに作成して送付しております。以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございました。委員、よろしいですか。

それでは、以上で、事前にいただいておりました質問・意見は終了となります。ほかに、御質問などあれば、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔質問・意見なし〕

●会長

よろしいですかね。大丈夫ですか。

それでは、御質問がないということであれば、案件 1 の「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況_令和 7・8 年度分」につきましては、これで終了といたします。

審議された意見につきましては、審議会からの意見書として市長へ提出することとなりますので、事務局でまとめていただければと思います。

また、関係課の皆様には、ここで退席していただいて結構でございます。大変お忙しい中、ありがとうございました。

〔関係課退室〕

●会長

それでは、案件 2 に入ります。「第 6 次八戸市男女共同参画基本計画の原案について」となります。今後実施予定のパブリックコメントの前としては、今回が最後の審議となります。

前回の審議会で二次案について事務局から説明していただいた後、皆様から寄せられた御意見を踏まえて作成したのが今回の原案ということになっております。この原案について、皆様から事前に頂戴した御意見もあるので、今回はその内容を中心に原案について説明をいただくということで事務局からは伺っておりました。それでは、事務局からこちらの説明をお願いしたいと思います。

●事務局

それでは、第 6 次八戸市男女共同参画基本計画_原案について御説明いたします。【資料 4】第 6 次計画原案と、【資料 5】主要修正箇所等一覧を御準備ください。

原案は、7 月に開催いたしました令和 8 年度第 2 回審議会後に、二次案に対していただいた御意見や、庁内検討委員会の意見を反映させたものでございます。今回の審議会開催にあたり、原案についていただきました御意見等については、未反映でございます。また、軽微な字句修正等を除く二次案からの修正箇所は、朱書きで表示しております。

【資料 5】につきましては、二次案からの主な修正箇所を取りまとめたものでございます。前回審議会で計画全体について説明していることから、まず、この主要修正箇所等一覧により修正部分について御説明し、必要に応じ【資料 4】原案を御確認いただきたいと

思います。

それでは、二次案からの主要な修正箇所等について御説明いたします。まず、計画原案2ページでは、二次案において冒頭に「第5次計画策定から5年が経過し、当市を取り巻く状況が変化しているため6次計画を策定する」ということを記載しておりましたが、こちらは計画の全体内容をまとめたページですが、この文章は全体内容を示すものではないため削除いたします。

次に、原案の4ページ、こちらの15行目となりますが、「ウェルビーイングという記載について脚注を追加したほうが良いのでは。」との御意見をいただきまして、ページ下部に脚注を掲載しております。

次に、22ページ、27ページ、32ページ、36ページ。こちらにつきましては、各基本目標のKPI、そして全てのKPIを一覧としたページとなりますが、こちらには、基準値として最新値である令和7年度の値と、計画終期である令和13年度の目標値を掲載いたしました。

次に、22ページ、及び36ページです。こちらは、先ほど進捗状況の案件で人事課からも説明がございましたが、基本目標Ⅰの KPIである「市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合」について、対象範囲を整理し、広域事務組合を除いて、対象を「市長部局、市民病院、交通部、教育委員会、各行政委員会」とする修正を行っております。

続きまして27ページの4行目。こちらでは基本目標Ⅱの KPIである「女性がん検診の受診率」について、御意見により「市で実施しているがん検診における乳がんと子宮頸がんの受診率」であることを明記いたしました。こちらにつきましては、36ページのKPI一覧にも掲載しております。

同じく27ページの6行目、及び36ページでは、市民健康づくり講座にかかるKPIについて、これまで「開催回数・受講者数」としていたものを、講師の確保等による開催回数、講演の内容等による参加者数の変動が大きく、目標値を定めることが困難なため、市民の実感指標として「受講者満足度」に変更いたします。

最後に36ページにまいりまして、こちらのKPI一覧においては、指標名称とその定義が同一のものを除き、指標の定義を追記しております。主要修正箇所等については以上となります。

続きまして、【資料8】第6次八戸市男女共同参画基本計画（二次案・原案）に関する意見等への対応一覧表を御覧ください。既に回答を共有させていただきました二次案に対する質問を除き、委員の皆様から二次案及び今回お示しした原案に対していただいた

意見等に対する回答・対応について御説明いたします。

まず、№1 については、原案の 2 ページの序章・第 6 次計画の概要と、19 ページ、第 2 章の 4_施策の体系、この二つについて、「体裁が違うだけで内容的にほとんど同じものが掲載されているのではないか。」との御意見です。

こちらにつきましては、序章については市民が計画を全て読まなくても全体内容を一目で把握できるよう作成したページ、施策の体系については、計画の一部として施策体系を図示したページであり、内容的には同様のものではございますが、それぞれ掲載目的が異なるものとして掲載しております。

続きまして、№2 につきましては、先ほど主要修正箇所において説明しておりますので割愛させていただきます。

№3 は、原案の 11 ページ、及び 12 ページ。こちらは、アンケート結果から見える八戸市の現状として市民の固定的性別役割分担意識にかかるグラフを掲載しているページでございます。

こちらに、「若年層ほど固定的性別役割分担への反対が多い一方、多様な性への理解も比較的進んでいることが示されている。SNS、高校・大学との連携、若者が主体となる啓発活動などを取り入れることも、今後の施策として期待できると思う。」との御意見をいただいておりまして、今後の取組の参考とさせていただきます。

2 ページをお開きください。№4 は、原案 21 ページの 11 行目で、男性育休取得率 17.8%であることを課題としておりますが、22 ページの市男性職員の育児休業取得率の KPI は、基準値 84.6%の市職員のみとなっており、これについて、「民間の実態を示す数字は指標に反映されていないのか。」との御質問でございます。

17.8%につきましては、当市が 5 年に 1 度実施する事業者アンケートによる数値であり、市内 300 事業者を抽出し、うち、回答のあった事業者のみによる数値でございます。取得率が低いという課題は把握できるものの、毎年の進捗評価ができないこと、また、その数値が市の取組による成果であるかを判別できないことから、市の取組による成果と結びつきやすい、市男性職員の育児休業取得率を KPI としております。民間の実態を把握するためには、引き続き 5 年後に再度事業者アンケートを行い、動向を確認してまいります。

№5 は、22 ページと、KPI をまとめた 36 ページに掲載している、基本目標 I の「審議会等の男女構成比率における少ない方の割合」という KPI についてです。「審議会等としているが、『等』があることで範囲が曖昧になってしまうため、『附属機関』に限定して記載した方が良いのではないか。また、関連する登載事業である№24_附属機関などの委員

の男女構成比率に偏りがない登用、№25_附属機関などの委員の公募の充実についても、『など』は削除すべきではないか。」との御意見です。

当市では、審議会を含む地方自治法上の附属機関の委員について、男女構成比率に偏りのない登用を求めております。附属機関の名称は審議会、委員会など幅があることから「等」としていたものですが、御指摘のとおり範囲が曖昧となることから、計画本文、そして登載事業案の№24、№25 とも、御意見のどおり「附属機関」に修正したいと考えております。

次に、№6 は、同じく基本目標 I の KPI である「市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合」の基準値についてです。「22 ページでは 20.5%、そして 36 ページの一覧表では 18.8%となっているが、この違いはなぜか。」との御質問ですけれども、こちらにつきましては記載ミスでございまして、正しくはいずれも 20.5%でございます。申し訳ございません。お手数ですが御修正のほどよろしくお願いいたします。正しくは 20.5%となります。

続きまして、対応一覧表の 3 ページをお開きください。№7 は、同じく基本目標 I の KPI である「女性チャレンジ講座受講生満足度」についてです。「講座を受講した方のその後の就職や昇進、起業、地域活動への参画など、終了後の状況や行動変化を把握し、講座の成果として評価する仕組みも検討してはどうか。」との御意見です。

こちらにつきましては、先ほど第 5 次進捗状況でも同じような御意見をいただいておりまして、先ほどお答えしたとおりとなります。

続きまして、№8 は 26 ページの 14 行目に記載しておりますジェンダーアイデンティティについて、「定義を脚注に示してはどうか。」との御意見です。

こちらにつきましては、複数回記載のある言葉については初めて出てきたページに脚注を掲載しておりまして、ジェンダーアイデンティティについては 14 ページの下部に掲載しております。

№9 についてです。こちらは、先ほどの主要修正箇所での説明のとおり、27 ページと 36 ページにございます、KPI「女性がん検診の受診率」について、指標の定義として、「市で実施しているがん検診における乳がんと子宮頸がんの受診率」である旨を記載したところです。

こちらについては、国保加入者だけの数値ということではなくてですね、例えば、職域の健康診断でがん検診がなければ協会けんぽの加入者でも受診が可能であるということですので、今回は「市で実施しているがん検診」という表現としております。

次に№10 は、同じく 27 ページと 36 ページの、基本目標 II の KPI についてです。「認

知症サポーター数累計、生活困窮者対象の就労支援による就労者数、自主防災組織の活動カバー率について、男女共同参画との関連性が薄いため重要評価指標とするには無理があるのではないか。」との御意見です。

これらの KPI については、それぞれ、認知症サポーターの増加による「女性を含む高齢者への理解促進」、生活困窮者への就労支援による「母子家庭等におけるジェンダーに起因する貧困からの脱却と経済的自立」、自主防災組織の強化による「災害時における女性や要配慮者の尊厳と安全の確保」を目指す、男女共同参画上必要な施策に関するものということで、KPI として引き続き位置付けさせていただければと考えております。

続いて、対応一覧表の 4 ページにまいります。№11 は、こちらも基本目標Ⅱの KPI についてです。「性別に起因するあらゆる暴力の防止を重要な施策として掲げているが、この分野には直接的な KPI が設定されていないように見受けられる。この分野の取組の成果を、今後どのような指標や方法で把握し、評価していく考えなのか。」との御質問です。

御指摘のとおり、現状、基本目標に紐づく基本方向単位で見ていきますと、「Ⅱ-2_性別に起因するあらゆる暴力の防止」に関する KPI が設定されていない状態となっておりました。つきましては、当該分野の取組成果を把握するため、新たに、DV 相談等の相談員の資質向上に関する KPI として、「DV 相談等対応職員を対象とする講習の受講者数」というものを設定したいと考えております。参考まで、令和 7 年度の基準値を 22 人、計画終期である 13 年度目標値を 30 人とする予定となっております。

次に、№12 は、29 ページ「Ⅱ-3_貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」についてです。「前者の貧困等生活上の困難に対する支援と、後者の多様性の尊重は、関連しているものではないため分けたほうがよいのではないか。」という御意見でございます。

こちらにつきましては、国籍の違い、障がいの有無、性的マイノリティであることなど、様々な属性を理由とした社会的な困難を抱えている場合、偏見や差別によって更に複合的な困難を抱えるおそれがあります。多様性を尊重する環境をつくること自体が、貧困等生活上の困難を抱えるリスクを減らすことにつながると考えられるため、同一の基本方向にまとめているところでございます。

では、5 ページにまいりまして、№13 は多様な人々への理解の促進に関してです。「今後は情報発信や啓発に加えて、障がい当事者との対話など、当事者が参画する取組をより明確に位置付けてもよいのではないか。既存の地域資源と市が連携し、当事者・市民・教育機関等が協働する取組を、第 6 次計画の中で推進していくことについて、どのように考えているか。」との御質問です。

こちらにつきましては、先ほど第 5 次計画の進捗状況に関する質問に対して、福祉政

策課の回答があったところですが、当課としても相互理解を深める上で、当事者・市民・教育機関等が協働する取組は有効であると考えますが、現時点では、担当課が「当事者参加型、地域連携型をはじめ、他都市の事例を参考に今後研究していきたい。」ということでございますので、計画への明確な位置付けは、その方向性が明らかになった段階で検討してまいりたいと思います。

№14 は、原案 30 ページ、「Ⅱ-4_地域防災における男女共同参画の推進」についてです。「障がい者、高齢者等の多様な人々に配慮した防災体制や避難所運営が示されているが、単に配慮の対象とするのではなく、防災計画、避難所運営、訓練等の計画段階から当事者が参画することが重要ではないか。また、その点についてどのように考えているか。」との御質問です。

所管課である災害対策課に確認したところ、防災計画や避難所運営、防災訓練等の検討段階から当事者に参画いただくことは、それぞれの実効性を高める点から重要である。当事者参加による避難所運営訓練などについては一部実施しており、今後もさらに機会を捉えて実施していきたいと考えている、とのことです。参考として、下のほうに、八戸市総合防災訓練における当事者参加の避難所運営訓練の実績を掲載しております。

続きまして、対応一覧表の 6 ページをお開きください。№15 は、同じく「地域防災における男女共同参画の推進」についてです。「市のホームページで公開されている令和 7 年 9 月現在の防災会議委員名簿を見ると、女性委員が 1 名となっている。会議を構成する『その他の公共団体』から女性委員を推薦してもらう働きかけはできないか。」との御質問です。先ほど、第 5 次計画の進捗状況の御質問に対する回答でも触れておりましたが、防災会議委員については、毎年度初めに委員の推薦団体に対して、委員の異動確認とともに、新たに委員を推薦する場合は「女性活躍の推進に向けて、附属機関における女性委員の登用の拡大に努めており、可能な範囲で積極的に女性委員候補者を推薦するよう」働きかけているとのことでございました。

次の№16 も「地域防災における男女共同参画の推進」に関するものです。「地域防災における男女共同参画の推進に関しては、『多様な』という文言を追加したことが良く、今後は、妊産婦や乳幼児、障がい者、外国人、高齢者等に関する、八戸市らしい具体例を示すことができればと思う。」との御意見で、今後の取組の参考とさせていただきます。

№17 は、原案の 31 ページの 21 行目、「すべての世代において固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し」と、解消すべきことを並列に記載している部分についてです。「固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念までは解消でよいと思うが、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は文字どおり無意識に生じる認知上の偏りであり、完全

に無くすことを意味する『解消』よりも、『気づきを促す』『理解を深める』『影響を低減する』と言ったほうが、概念的には正確ではないか。」との御意見です。

こちらについては御指摘のとおりでございまして、該当部分を「すべての世代において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念の解消を図るとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきと変容を促し、男女共同参画に向けた市民の意識を醸成する必要があります」に修正したいと考えております。

次に、対応一覧表の 7 ページにまいりまして、№18 でございます。こちらは、基本目標Ⅲの KPI について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという性別で役割を固定する考え方に反対する人の割合、また、社会全体において男女が平等と思う人の割合の KPI が追加されて良いと思った。計画では毎年度の進捗管理を行うことになっているが、実施した事業数だけではなく、市民の意識や行動の変化がわかる成果指標も重視すると、計画の効果が見えやすくなると感じた。」との御意見で、こちらも今後の取組の参考とさせていただきたいと思います。

次に、№19 は、原案 34 ページの 2 行目に「誰もが参画しやすい環境を整え」という記載がございますが、こちらについて「地域における男女共同参画の促進のため、平日の活動に参加するための職場への理解を図るなどすれば、現役世代に活動してもらうことができるのではないか。」との御意見でございまして、今後の取組の参考とさせていただきます。

次に、№20 です。こちらは、計画の中に記載のある「まち」「社会」「地域」それぞれの言葉について、「同じ意味で使われているものがあれば統一したほうがよいのではないか。」との御意見でございます。

こちらにつきましては、まず、「まち」につきましては、市の男女条例の第 1 条の中に、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする」と定義されておりまして、本計画では、指す姿など条例を基にした言葉や「まちづくり」などの表現に使用しているところでございます。そして「社会」については、国全体や制度、構造など大きな枠組みを示す言葉として、また「地域」については、地方や生活圏など、社会の中の生活の場という意味で使い分けを行っているところでございました。対応一覧表での説明は以上となります。

続きまして、第 6 次計画の登載事業案について御説明いたします。【資料 6】登載事業（案）を御覧ください。登載事業案については前回審議会でもお示ししたところですが、その後の庁内検討委員会における意見を踏まえ修正を行っており、前回報告から追加事業が 1 件ございました。追加事業は第 5 次計画進捗状況でも御紹介いたしましたが、資料 2 ページの事業№20「親子関係形成支援事業」でございます。

なお、第 6 次計画は令和 9 年度からを計画期間としておりまして、個別事業の実施は予算的な兼ね合いもございますことから、登載事業については、年度末に実施する令和 9 年度事業一覧作成にかかる調査を経て確定することとなります。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。第 6 次計画策定に当たっては、ただいま御説明いたしました皆様からの意見等による修正を行った上で、11 月下旬からパブリックコメントにより市民の意見を広く募集し、来年 2 月の審議会でその結果を報告した上で、3 月末の策定を予定しております。

以上で、第 6 次八戸市男女共同参画基本計画_原案についての説明を終わります。

●会長

はい、ありがとうございました。盛りだくさんでしたが、ただいまの説明について、皆様から御意見、御質問がありましたら、承りたいと思います。

第 6 次原案についていかがでしょうか。よろしいですか。皆さん、事前に意見を提出していただいておりましたけれど、それに追加して何かお尋ねしたいことなどがあれば御発言いただいていいんですけど、大丈夫でしょうか。

これからは、この原案でもってパブリックコメントのほうに進んで、今度は広く皆さんから御意見を頂戴する段階に入っていくということになります。

それでは、特に御意見等、御質問もないようであれば、第 6 次基本計画の原案につきましては、これで審議は終了とさせていただきます。よろしいですか。

それでは、本日の審議内容を踏まえて事務局で修正していただいて、パブリックコメントへと進んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次第４　その他

●会長

それでは、次第の 4、その他となりますが、本日予定していた議事は以上ですけれども、委員の皆様から何かございましたら御発言いただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

〔委員から特になし〕

●会長

よろしいですか。ありがとうございます。はい、それでは事務局のほうからは何かございますでしょうか。

●事務局

はい、では私のほうから。皆様におかれましては、本日、御審議いただきまして大変あ

りがとうございました。第 6 次基本計画につきましては、委員の皆様からいただいた御質問、御意見を踏まえまして、来月のパブリックコメントの実施に向けて原案の調整をしていきたいと考えてございます。

また、第 5 次計画の進捗状況につきまして、御意見いただいておりますが、事務局のほうで意見書案として取りまとめまして、委員の皆様に御確認いただいた後、市長への意見書の提出と各課への通知を行いたいと考えてございます。事務局からは以上でございます。

●会長

はい、ありがとうございました。それでは以上で本日の議事を終了し、進行を司会へお返ししたいと思います。お疲れ様でした。

次第５　閉会

●司会

会長、そして委員の皆様、本日はありがとうございました。次回、第 4 回男女共同参画審議会の開催は 2 月上旬から中旬を予定しております。開催日につきましては、後日、日程確認の御連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。それではこれを持ちまして、令和 8 年度第 3 回八戸市男女共同参画審議会を終了といたします。皆様、本日はありがとうございました。